

御殿場市一般廃棄物処理基本計画 (案)

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

御殿場市

目 次

第1章 基本的事項.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の対象となる廃棄物.....	1
第3節 計画の位置づけ.....	2
第4節 計画の対象区域と目標年次.....	2
第2章 市勢の概況.....	3
第1節 位置.....	3
第2節 人口動態.....	4
第3節 産業の現状.....	5
第4節 ごみ等処理行政のあゆみ.....	6
第3章 ごみ処理の現況.....	1 1
第1節 家庭系ごみの分け方（種類・区分）、出し方、収集方法.....	1 1
第2節 事業系一般廃棄物の処理.....	1 2
第3節 声かけごみ収集支援事業.....	1 2
第4節 ごみ等の処理フロー.....	1 2
第5節 ごみ処理体制.....	1 3
(1) 可燃ごみ.....	1 3
(2) 不燃ごみ.....	1 3
(3) 資源物.....	1 3
(4) 有害ごみ.....	1 4
(5) 危険ごみ.....	1 5
(6) 粗大ごみ.....	1 5
第6節 一般廃棄物処理施設.....	1 6
第7節 御殿場市一般廃棄物最終処分場.....	1 7

第4章	ごみ処理の実績.....	18
第1節	ごみ発生量の推移.....	18
第2節	家庭系ごみ・事業系ごみ・資源物発生量の推移の内訳.....	18
第3節	前基本計画との比較.....	20
第5章	ごみ処理の対策.....	22
第1節	発生抑制、資源化推進.....	22
(1)	廃棄物の発生抑制.....	22
(2)	再使用の促進による廃棄物の減量.....	22
(3)	再生利用（リサイクル）の推進.....	22
(4)	廃棄物になるプラスチック製品を断る（リフューズ）.....	22
(5)	外出時に発生したプラスチックごみを持ち帰る（リターン）.....	22
(6)	地域で開催される清掃活動や美化活動等へ参加する（リカバー）.....	22
第2節	収集運搬.....	23
(1)	収集運搬の効率化.....	23
(2)	減量化と資源化の拡大を目指す収集運搬.....	23
第6章	排出抑制と資源化の実施.....	25
第1節	基本目標.....	25
第2節	基本方針.....	25
(1)	市民の役割.....	25
(2)	事業者の役割.....	26
(3)	行政の役割.....	27
第3節	ごみ減量、資源化のための施策.....	27
(1)	市民への啓発活動.....	27
(2)	家庭系ごみの減量と資源化.....	28
(3)	事業系ごみの減量と資源化.....	28
第7章	ごみ処理の今後について.....	29
第1節	ごみ発生量と処理量の予測.....	29
第2節	分別して収集する一般廃棄物の種類と分別区分及び収集体制.....	30
(1)	可燃ごみ.....	30
(2)	不燃ごみ.....	30

(3)	資源物.....	3 0
(4)	有害ごみ.....	3 2
(5)	危険ごみ.....	3 2
(6)	粗大ごみ.....	3 2
第3節	新規資源物等の回収について.....	3 3
(1)	古着・古布.....	3 3
(2)	プラスチック資源.....	3 3
第4節	一般廃棄物処理施設の整備.....	3 3
第5節	感染症等拡大時の廃棄物処理.....	3 4
第6節	可燃ごみ夜間回収について.....	3 4
第7節	旧リサイクルセンターについて.....	3 4
第8章	その他.....	3 5
第1節	災害廃棄物の対応.....	3 5
第2節	市民参加状況やボランティア活動.....	3 7

第1章 基本的事項



第1節 計画の目的

御殿場市一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第6条第1項及び御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成6年御殿場市条例第3号）の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、御殿場市が策定するものです。

この計画では、今後の市ごみ行政を中長期的な視点から捉え、一般廃棄物の適正処理と循環型社会の実現を推進するため、廃棄物の発生と排出の抑制から中間処理を経て最終処分に至るまでの基本的事項を定め、環境への負荷を軽減し、未来へつながる社会の実現を目的とします。

第2節 計画の対象となる廃棄物

対象となる廃棄物は、御殿場市内から発生する一般廃棄物（家庭系・事業系）です。

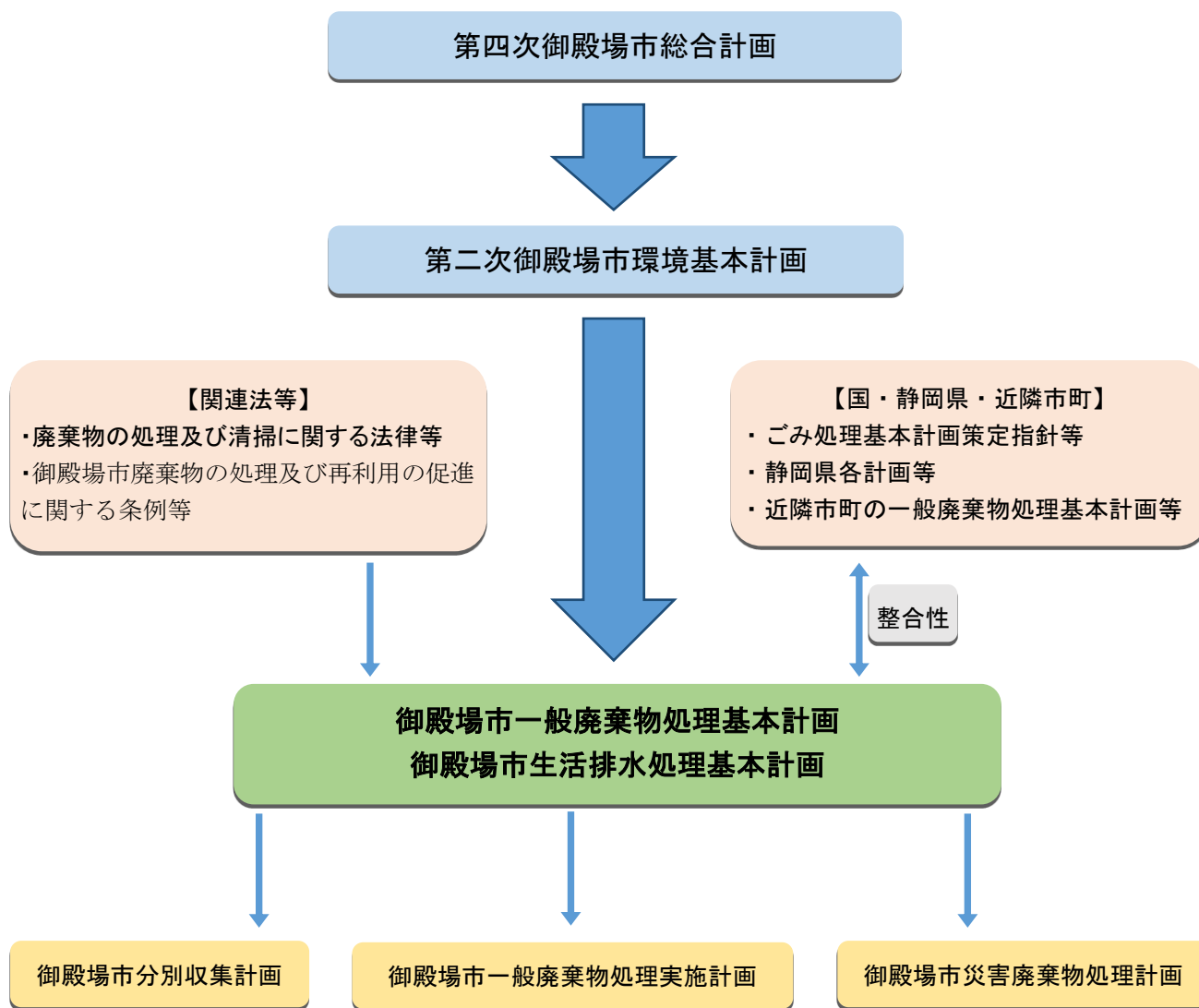
また、地震等の大規模災害発生時に想定される災害廃棄物、小規模事業所等から発生する市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物、路上等の小動物の死体、在宅医療廃棄物の一部（※1）、市では適正に収集処理できないもの（※2）も対象に含まれます。

- ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の一般廃棄物に位置づけられるもので、チューブ等の感染性や危険性の無いものに限ります。
- ※2 引火性や毒性等がある危険なもの、処理が困難なもの、法令等で指定されているもの等の処理困難物で、適正な処理ルートを確保し適正な処理を実施、誘導します。

第3節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図1のとおりです。

図1 本計画の位置づけ



第4節 計画の対象区域と目標年次

計画対象区域は、御殿場市全域とします。

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 市勢の概況



第1節 位置

御殿場市は、静岡県の東部、富士山の麓に位置し、東経138度56分06秒、北緯35度18分31秒、海拔459.8m（御殿場市役所所在地）、面積194.90km²です。
（出典：平成30年度版御殿場市統計書）

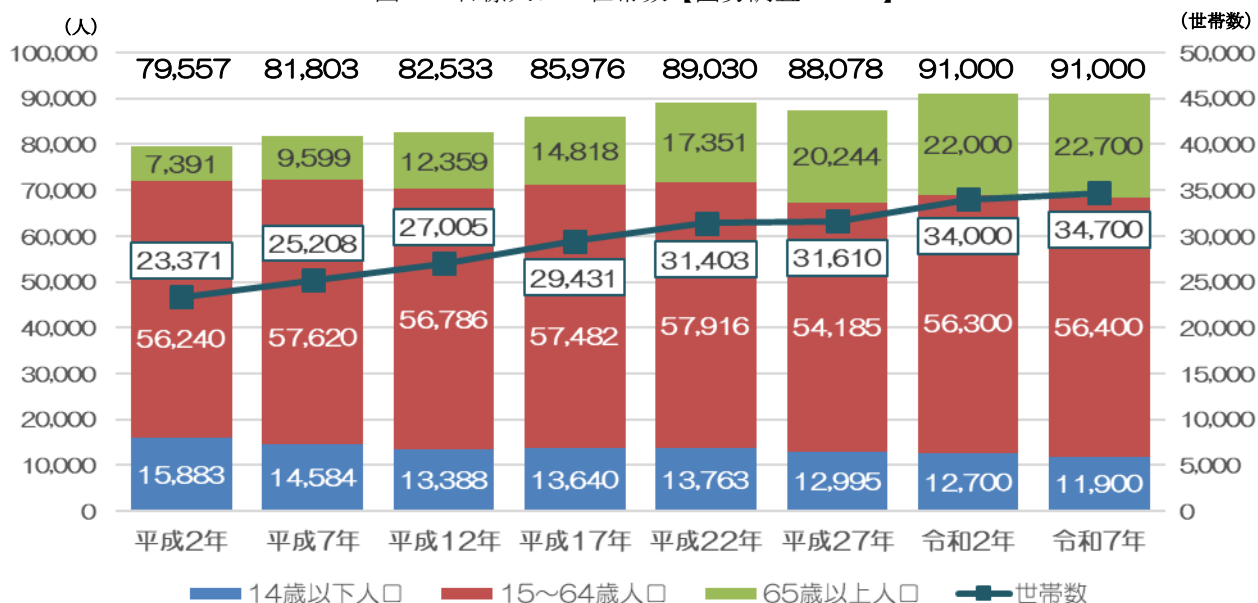
図2 御殿場市の位置



第2節 人口動態

全国的な人口減少が加速する中、本市の人口は微減ながら、ほぼ横ばいで推移しています。世帯数増、社会増が見られる一方、出生数は減少傾向が見られます。

図3 目標人口・世帯数【国勢調査ベース】

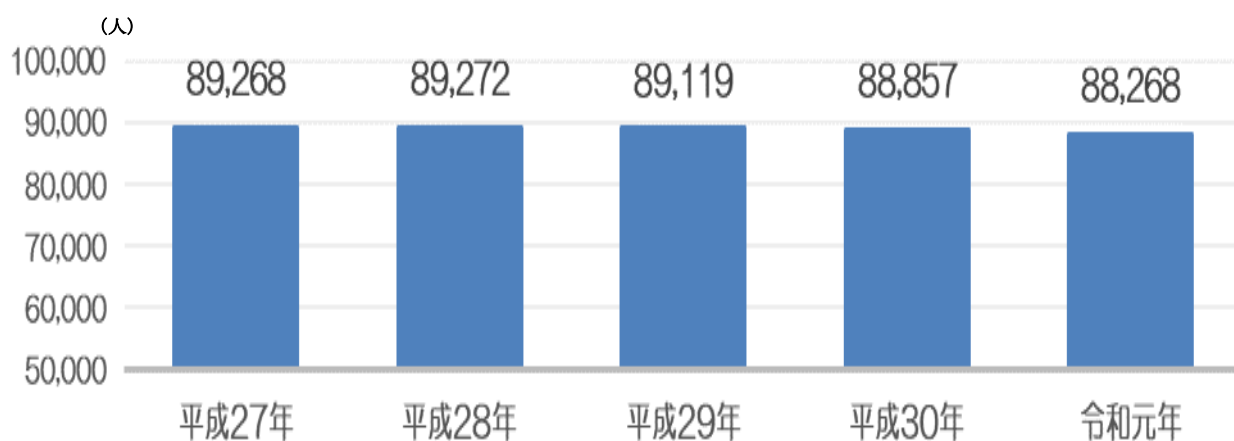


※ 平成27年までは国勢調査実績値

※ 総人口には年齢不詳人口を含む

(出典) 「第四次御殿場市総合計画」

図4 過去5年間の人口推移



(出典) 「第四次御殿場市総合計画」

第3節 産業の現状

本市における産業別人口は、以下のとおりです。

図5 産業別人口

(単位：人) 各年10月1日現在

産業分類	平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	46,992	28,363	18,629	48,665	29,327	19,338	46,359	27,516	18,843
第1次産業	1,533	911	622	1,175	743	432	1,198	781	417
農業	1,504	884	620	1,126	698	428	1,146	734	412
林業	29	27	2	47	43	4	48	43	5
漁業水産養殖業	－	－	－	2	2	－	4	4	－
第2次産業	13,761	9,784	3,977	13,891	10,066	3,825	13,167	9,604	3,563
鉱業	8	6	2	9	7	2	13	8	5
建設業	2,764	2,311	453	2,456	2,044	412	2,250	1,863	387
製造業	10,989	7,467	3,522	11,426	8,015	3,411	10,904	7,733	3,171
第3次産業	31,415	17,496	13,919	31,163	16,973	14,190	30,788	16,375	14,413
電気・ガス・水道業	94	79	15	114	91	23	98	79	19
情報通信業	301	224	77	287	213	74	315	251	64
運輸業	2,126	1,648	478	2,162	1,713	449	2,043	1,554	489
卸売・小売業	5,982	2,479	3,503	5,978	2,492	3,486	5,887	2,373	3,514
金融・保険業	711	305	406	716	290	426	636	248	388
不動産業	335	208	127	482	266	216	501	302	199
飲食店・宿泊業	2,940	1,085	1,855	3,599	1,330	2,269	3,372	1,200	2,172
医療・福祉	3,211	792	2,419	3,995	999	2,996	4,543	1,201	3,342
教育学習支援業	1,521	680	841	2,056	1,097	959	1,736	821	915
複合サービス業	428	307	121	295	189	106	382	237	145
学術研究、専門・技術サービス業	9,028	5,288	3,740	1,737	1,241	496	1,253	865	388
生活関連サービス業、娯楽業				2,481	1,081	1,400	2,297	998	1,299
サービス業				2,562	1,648	914	2,659	1,621	1,038
公務	4,738	4,401	337	4,699	4,323	376	5,066	4,625	441
分類不能	283	172	111	2,436	1,545	891	1,206	756	450

※平成16年及び平成19年に産業分類の変更がありました。

(出典) 総務省「国勢調査」

第4節 ごみ等処理行政のあゆみ

本市におけるごみ等の処理行政は、以下のとおり変遷しました。

昭和 37 年	御殿場駅周辺においてごみ収集を開始 ・トラック 1 台、リヤカー1 台、職員 4 人 ・ごみ処理費　1 世帯当たり 30 円／月
昭和 42 年	ロータリー車によるごみ収集を開始
昭和 43 年	ごみ処理費を無料にする 御殿場駅周辺においてごみ集積所を定める
昭和 45 年	市全域で、週に 1 回燃えるごみの回収を開始
昭和 49 年	市全域で、週に 2 回燃えるごみの回収、月 2 回燃やせないごみの回収を開始
平成 2 年	モデル地区（原里、印野地区）を設定し、ごみの分別収集を実施（平成 2 年から平成 3 年） 9 月　粗大廃棄物処理場に三軸ロール型の破碎機を設置
平成 5 年	3 月　市のごみ処理に関し、長期的かつ総合的にどうあるべきかを審議するため、市民、知識経験者、市関係者で「ごみ処理基本計画策定委員会」を組織し、ごみ処理基本計画を策定
平成 6 年	1 月　市内神場地区にリサイクルセンターを建設し、アルミ缶、スチール缶選別機及びびんの選別ラインを稼動 4 月　フロン回収機を設置 御殿場市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）及び施行規則を廃止し、御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び同条例施行規則を施行 旧条例との主な相違点 ・ごみ処理について、市民、事業者及び市それぞれの責任を明確化 ・家庭から排出される粗大ごみの有料化、事業所から排出される不燃ごみ（埋立ごみ）の有料化を実施 ・ごみ減量等推進審議会を設置、ごみ減量等推進員の委嘱 6 月　家庭から排出される粗大ごみ、事業系埋立ごみの有料化を実施 市内全域でごみの 5 分別収集を開始 分別内容 ・可燃ごみ、不燃ごみ ごみ袋で集積所に排出 ・資源ごみ（缶・びん） 集積所でコンテナ回収 ・資源ごみ（古紙〔新聞、雑誌、ダンボール〕） 種類ごとに梱包し、集積所に排出 ・粗大ごみ リサイクルセンターに自己搬入 ・有害ごみ（乾電池） 集積所に透明袋で排出 ごみ減量等推進審議会を設置し、ごみ袋の指定及びごみ処理有料化等の諮問事項を審議 10 月　ごみ減量等推進審議会からごみ袋の指定、ごみ処理有料化及び基金について答申を受ける

12 月	ごみ袋の指定及びごみ処理有料化に係る条例及び施行規則の一部改正
平成 7 年	
7 月	ごみ袋の指定及びごみ処理有料化の施行、ペットボトル及びトレイの店頭回収を実施
12 月	ごみ減量等推進審議会から粗大ごみの出張収集について答申を受ける
平成 8 年	
3 月	粗大ごみの出張収集に係る条例及び施行規則の一部改正及び一般廃棄物の減量等推進基金条例を制定 ごみ減量等推進審議会から適正処理困難物の指定、有害ごみの処理及びごみ発生抑制について答申を受ける
6 月	粗大ごみの出張収集を開始
平成 9 年	
4 月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）施行に伴いペットボトルの処理方法を変更
平成 10 年	
4 月	御殿場・小山 R D F センター（御殿場市・小山町広域行政組合）運用開始に伴いプラスチック類、ゴム、皮革製品を不燃ごみから可燃ごみに変更 ごみ収集（燃やせるごみ）の一部民間委託を開始
平成 12 年	
4 月	カセット・ビデオテープ、使い捨てライター、焼却灰の回収方法を変更 一般廃棄物最終処分場を供用開始 資源ごみ収集（缶、びん）の民間委託を開始 前処理施設において不燃ごみの分別を開始 生ごみ堆肥化モニター事業を開始
平成 13 年	
3 月	一般廃棄物処理基本計画を改定（平成 13 年から 22 年）
4 月	家電リサイクル法施行に伴い、テレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機の受入を廃止 資源ごみ収集（古紙）の全面民間委託を開始
5 月	ごみ処理有料化を再検討するため、指定ごみ袋無料化懇談会を設置
7 月	生ごみ堆肥化モデル地区事業を開始（湯沢区 90 世帯）
10 月	指定ごみ袋無料化懇談会から指定ごみ袋の無料化の方法とごみ減量化に係る施策について提言書が提出される ごみ減量等推進審議会に対し、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について諮問
11 月	ごみ減量等推進審議会から、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について答申を受ける
12 月	指定ごみ袋の一部無料化に伴う条例及び同条例施行規則の一部改正
平成 14 年	
2 月	指定ごみ袋の一部無料化に伴い地域説明会を実施（50 か所）
4 月	機構改革により、環境衛生課及び環境保全課が統合され環境課となり、課内に廃棄物管理事務所を設置 指定ごみ袋によるごみ処理手数料の一部無料化を実施 ・指定ごみ袋引換券 14 枚（袋の枚数 140 枚）までは無料

	・指定ごみ袋引換券がない場合 30リットル指定ごみ袋1枚につき100円 45リットル指定ごみ袋1枚につき150円 ごみ減量対策実行プログラム（平成14年度から平成19年度まで）を定め、各年度で減量数値を設定し、ごみ減量対策を実施 生ごみ処理機補助金の新設及び増額 ・家庭用生ごみ処理機 限度額を20,000円から35,000円に増額 ・事業所用生ごみ処理機 購入額の1/3以内で限度額1,500,000円（新設） ボカシ購入者への補助制度を定める（1/2補助）
6月	6月をごみ減量月間と定める ごみ減量大作戦実行委員会を組織し、市民、事業所、行政が一体となったごみ減量対策に取り組む 許可業者及び事業所の立入り、指導を開始するとともに、御殿場・小山RDFセンターに職員を派遣し、ごみ搬入指導及びごみ質調査を実施 ・期 間 6月から11月までの日曜、祭日を除く毎日 ・動員職員数 487人
8月	生ごみ堆肥化モデル地区事業（森之腰区520世帯、湯沢区60世帯）を開始
平成15年	
4月	生ごみ堆肥化モデル地区事業（新橋区・湯沢区）を前年度に引き続き実施
11月	ペットボトル・トレイの拠点回収ボックスを公民館・コミセン18か所に新設 マイバッグを作製し（28,000個）全戸配布しごみ減量を図る
12月	マイバッグキャンペーンを実施（平成16年3月まで） 50ポイントで一回抽選、市内7会場延べ13回抽選会を実施 来場者数：2,460人、レジ袋123,000枚の削減（約1.23tの減量）
平成16年	
3月	平成16年4月1日施行の指定ごみ袋に記名等の記入をお願いする地区説明会を開催 可燃、不燃ごみ等を品目ごとに五十音順に整理し、冊子「ごみ分別マニュアル」にまとめて全戸配布
4月	生ごみ堆肥化モデル地区事業（新橋区・湯沢区）を前年度に続き実施
4月	生ごみ処理機補助金の改正及び増額 ・家庭用生ごみ処理機 限度額を35,000円から50,000円に増額 ・事業所用生ごみ処理機 購入額の1/2以内で限度額5,000,000円に増額 単身世帯への指定ごみ袋引換券を7枚に設定 指定ごみ袋に記名等の記入を義務化
10月	条例の一部改正 ・ごみ減量等推進員の人員を100人から120人に増員 ・廃棄物手数料中のパーソナルコンピューターを削除し、除湿機を追加 ・減量計画を義務付けている大規模事業所の床面積3,000㎡以上を1,000㎡以上に拡大 ・一般廃棄物処理業の許可日1月1日を4月1日に変更
11月	指定ごみ袋の形状をロール式に移行
平成17年	
2月	紙の分別マニュアルを全戸配布し、分別と資源化の徹底を図る
3月	指定ごみ袋引換券を郵送化
10月	10月を3R推進月間と定め、各種キャンペーン事業を実施 ・3R啓発事業（広報10月5日号掲載、懸垂幕・パネル掲示） ・集積所の街頭・巡回指導、RDFセンターごみ搬入調査などを実施

平成 18 年	
3 月	一般廃棄物処理基本計画を改定（平成 18 年から 22 年） 家庭用のごみ減量ガイドブック及びごみ収集計画表を作製し全戸配布
5 月	ごみ減量大作戦実行委員会にて、ごみ減量大作戦実行店・事業所認定制度が承認され実施
8 月	粗大廃棄物処理場（神場字大通 2341-1）を 8 月末で閉鎖、併せてリサイクルセンターでの粗大ごみ自己搬入の受付を停止
9 月	一般廃棄物最終処分場隣接地（神場 2536-22）へ粗大廃棄物処理場が移転、供用開始
平成 19 年	
1 月	新大野原最終処分場に係る一般廃棄物の埋立処分終了届出書を提出
2 月	事業系ごみ減量大作戦ガイドブックを作製し事業所に配布
3 月	可燃性粗大破碎ごみを富士宮市所在のサーマルリサイクル施設に処分委託開始（御殿場市・小山町広域行政組合）
6 月	神場不燃物最終処分場に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書を提出 廃止確認通知書（平成 19 年 6 月 5 日環廃第 53 号の 2）受理
10 月	神場不燃物最終処分場跡地の公園整備のため、(株)東富士が土地の形質の変更届出書を県に提出 受理通知（平成 19 年 10 月 31 日環廃第 424 号）
平成 20 年	
4 月	有機資源循環推進事業生ごみ回収を開始（新橋区、湯沢区）
9 月	レジ袋無料配布中止（有料化）を食料品大型スーパー等で開始
10 月	粗大廃棄物処理場へのアクセス道路の拡張工事が完了、供用開始
平成 21 年	
4 月	新ごみ処理施設懇話会を計 5 回開催
9 月	有機資源循環推進事業生ごみ回収地区を拡大（森之腰区）
平成 22 年	
5 月	ごみ減量等市民懇話会を計 5 回開催
6 月	高齢者等声かけごみ収集支援事業を実施
10 月	指定ごみ袋の形状を平袋式に移行
12 月	ごみ減量等推進審議会に対し、一般廃棄物処理基本計画について諮問
平成 23 年	
2 月	ごみ減量等推進審議会から、一般廃棄物処理基本計画について答申を受ける
3 月	一般廃棄物処理基本計画を改定
4 月	有機資源循環推進事業の民間委託を開始 ・家庭系（湯沢区、森之腰区、新橋区及び萩原区の一部）生ごみの収集、運搬、処理及び事業系生ごみの処理を民間施設（ゆめかまど）で実施 生ごみ処理容器等購入事業補助金制度の一部変更 ・事業所用生ごみ処理機の補助を廃止 ・家庭用生ごみ処理機 限度額を 50,000 円から 30,000 円に減額
12 月	再資源化を目的とした使用済蛍光管の拠点回収を市内 12 か所で開始
平成 24 年	
4 月	ごみ分別出前講座を開始
8 月	使用済蛍光管の拠点回収ボックスを 4 か所増設（全 16 か所）

10 月	使用済小型家電リサイクル事業の試行を開始（リサイクルセンターでの拠点回収及び不燃ごみからの抜き取り）
平成 25 年	
4 月	機構改革により、環境課内の廃棄物管理事務所はリサイクル推進課に変更
5 月	ごみ減量等市民懇話会を計 6 回開催（第 2 回は小山町と合同）
8 月	発泡スチロールの拠点回収を開始（旧清掃センター跡地） パーソナルコンピューターを小型家電回収の対象品目として追加 また、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（環境省）にて小型家電回収用コンテナ 4 台の申請採択がされた（平成 26 年 2 月供与）
12 月	ごみ減量等推進審議会に対し、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について諮問
平成 26 年	
3 月	ごみ減量等推進審議会から、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について答申を受ける
11 月	新ごみ焼却センターを試験稼働 家庭ごみの出し方地区説明会を開始
12 月	家庭ごみの出し方個別説明会を開始 事業系ごみ減量ガイドブックの改訂版を市内の全事業所（3,421 か所）に送付
平成 27 年	
2 月	家庭用ごみ減量ガイドブックの改訂版を全世帯に配布
2 月	廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定を市内 4 団体（御殿場郵便局・建設業協会・猟友会・一般廃棄物処理事業協同組合）と締結
4 月	新ごみ焼却センター（御殿場市・小山町広域行政組合）運用開始に伴い、御殿場市・小山町共通の指定ごみ袋制度開始 可燃ごみ指定袋の材質を低密度ポリエチレン（LDPE）から高密度ポリエチレン（HDPE）へ変更 分別区分に「危険ごみ」を増やし、6 分別に変更、「資源ごみ」を「資源物」へ名称変更 金属類・小型家電・スプレー缶（危険ごみ）・ペットボトルの集積所回収を開始 小型家電の拠点回収を開始（公共施設等 10 か所）
平成 29 年	
3 月	静岡県産業廃棄物不法投棄監視員制度を廃止 御殿場市災害廃棄物処理計画を策定
6 月	TOKYO2020「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加（公共施設等 10 か所）
9 月	リサイクルセンター・粗大廃棄物処理場・一般廃棄物最終処分場前処理施設の受入業務を終了した
10 月	再資源化センター（御殿場市・小山町広域行政組合）運用開始
平成 30 年	
4 月	紙おむつの排出方法を変更
令和元年（平成 31 年）	
3 月	生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度の廃止
7 月	静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R 県民運動」を開始

第3章 ごみ処理の現況



第1節 家庭系ごみの分け方（種類・区分）、出し方、収集方法

本市の家庭系ごみの分け方（分別種類・区分）は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物」、「有害ごみ」、「危険ごみ」、「粗大ごみ」の6つ（6区分）となっており、他に「市では収集処理できないもの（処理困難物）」があります。

主な分け方（種類・区分）、出し方、収集方法

区分	分類	収集場所	収集回数	排出方法	収集運搬	処理施設
可燃ごみ	可燃物	集積所	2回/週	可燃ごみ用指定袋（若草色） ※紙おむつのみは透明袋でも可 ※剪定枝は長さ50㎝以下で太さ5㎝以下を約30㎝以下に束ねれば指定袋を使用しなくても可	委託業者	御殿場市・小山町広域行政組合焼却センター
不燃ごみ	不燃物	集積所	2回/月	不燃ごみ用指定袋（水色）	直営	御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センター
資源物	生ごみ	一部集積所	2回/週	専用バケツ	委託業者	御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合
	びん	集積所	2回/月	緑色コンテナ		御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センター
	缶			青色コンテナ		
	古紙類			新聞紙類、雑誌・雑がみ、段ボール紙に分類し紙ひもで十字に束ねる		委託業者
	金属類			茶色コンテナ	直営	御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センター
	ペットボトル			青色ネット		
	小型家電			オレンジ色コンテナ		
	発泡スチロール	拠点回収場所	随時	専用アームロールコンテナ	委託業者	委託業者
	トレイ			専用ボックス		
	ペットボトル				直営	
	小型家電					
有害ごみ	廃乾電池・水銀を使用している物	集積所	2回/月	透明袋	直営	御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センター
	蛍光管	拠点回収場所	3回/月	専用ボックス	委託業者	
危険ごみ	スプレー缶等	集積所	2回/月	クリーム色コンテナ	直営	
	ライター			透明袋		
粗大ごみ	粗大ごみ	軒先	予約	—	直営	

注 「分類」の「可燃物」・「不燃物」は有料で自己搬入が可能（ただし、指定袋の場合は事前に徴収済のため無料）、
「粗大ごみ」は有料で自己搬入が可能、それ以外は無料で自己搬入が可能

第2節 事業系一般廃棄物の処理

事業活動により生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は、事業者自らが一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に委託するか、御殿場市・小山町広域行政組合焼却センターなどへ自己搬入（御殿場市・小山町広域行政組合焼却センターの処理手数料は10kg当たり80円）しています。ただし、当市では暫定的な措置として、収集日1回につき45ℓの指定袋1袋を超えない事業者に限り、分別方法等を厳守して家庭系ごみの集積所に出すことができます。なお、利用する集積所を管理する自治会の承諾が必要となります。

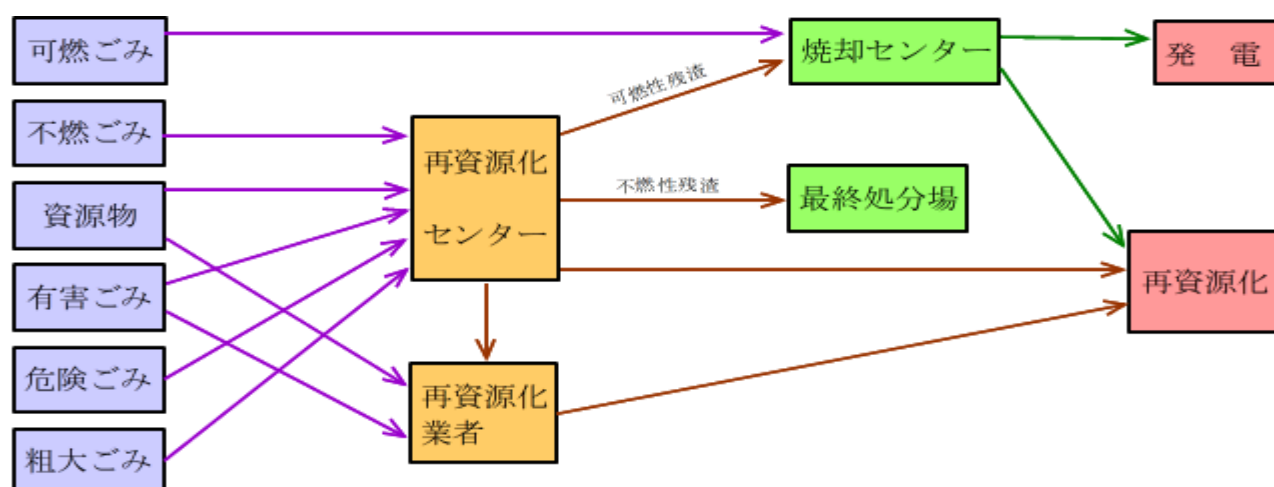
※ 詳しくは事業系ガイドブックを参照

第3節 声かけごみ収集支援事業

ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、要介護認定を受けた人が住んでいる世帯のうち、ごみ等を集積所まで排出することができない又は近所にごみ等の排出支援をしてくれる人がいない場合に、安否確認を兼ねてごみ等の戸別収集を玄関先で行っています。収集しているごみ等（家庭系一般廃棄物）は、集積所に排出することが可能な「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物」、「有害ごみ」、「危険ごみ」です。

第4節 ごみ等の処理フロー

収集や自己搬入されたごみや資源物等は、次のように処理されます。



第5節 ごみ処理体制

本市の「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物」、「有害ごみ」、「危険ごみ」、「粗大ごみ」の収集運搬処理体制は次のとおりです。

収集された一般廃棄物のほぼ全ての搬入と処理は、御殿場市・小山町広域行政組合が管理する施設で適正に行っています。

（１）可燃ごみ

ごみ集積所に排出された可燃ごみ（若草色の可燃ごみ用指定袋）の収集運搬は、４つのコース（Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ）に分け市内業者に民間委託しています。

収集された可燃ごみは、御殿場市・小山町広域行政組合焼却センターに搬入し、全量焼却処分しています。

※焼却時に発生する熱を利用して発電し、近隣関連施設の電力を賄い余剰分は売電しています。

（２）不燃ごみ

ごみ集積所に排出された不燃ごみ（水色の不燃ごみ用指定袋）の収集運搬は、直営で行っています。

収集された不燃ごみは、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、分別、破碎処理を行い資源化し、可燃性残渣は焼却センターで焼却、不燃性残渣は最終処分場に埋立処理をしています。

（３）資源物

① 生ごみ

一部のごみ集積所に排出される生ごみ（専用タル）の収集運搬及び専用タル配付と、収集された生ごみの堆肥化処理を一括で、御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合（ゆめかまど）に民間委託をしています。

ここで生産された堆肥は、市民等へ提供されています。

② びん・缶

ごみ集積所に排出されるびん（緑色コンテナ）と、缶（水色コンテナ）の収集運搬及びコンテナ配付は、市内業者に民間委託しています。

収集されたびんと缶は、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、分別処理等を行い資源化しています。

③ 古紙類

ごみ集積所に分類して排出される古紙類（新聞紙類、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）の収集運搬及び分別・梱包処理と資源化を、２つのコース（①・②）に分け

市内業者に民間委託をしています。

④ 金属類

ごみ集積所に排出される金属類（茶色コンテナ）の収集運搬及びコンテナ配付は、直営で行っています。

収集された金属類は、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、資源化しています。

⑤ ペットボトル

ごみ集積所に排出されるペットボトル（青色ネット）の収集運搬及びネット配付は、直営で行っています。

拠点回収場所に排出されるペットボトル（ペットボトル専用ボックス等）の収集運搬は、市内業者に民間委託をしています。

収集されたペットボトルは、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、分別、圧縮梱包（減容）処理を行い資源化しています。

⑥ 小型家電

ごみ集積所に排出される小型家電（オレンジ色コンテナ）の収集運搬及びコンテナ配付と、拠点回収場所に排出される小型家電（小型家電専用回収ボックスのパソコンやスマートフォン等の個人情報を含む物）の収集運搬は、直営で行っています。

収集された小型家電は、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、資源化しています。

⑦ 発泡スチロール

拠点回収場所に排出される発泡スチロール（発泡スチロール専用の4トニアームロールコンテナ）の収集運搬、分別及び溶融処理は、市内業者に民間委託し資源化しています。

⑧ トレイ

拠点回収場所に排出されるトレイの収集運搬、分別及び溶融処理は、市内業者に民間委託し資源化しています。

（4）有害ごみ

① 廃乾電池

ごみ集積所に排出される廃乾電池（透明袋等の中が判断できる袋）の収集運搬は、直営で行っています。

収集された廃乾電池は、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、分別処理を行い適正に資源化しています。

② 水銀を使用している物

ごみ集積所に排出される水銀を使用している物（透明袋等の中が判断できる袋）の収集運搬は、直営で行っています。

収集された水銀を使用している物は、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、適正に資源化しています。

③ 廃蛍光管

拠点回収場所に排出される廃蛍光管の収集運搬は、市内業者に民間委託をしています。

収集された廃蛍光管は、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、そこから適正処理が行える業者が回収し資源化しています。

（５）危険ごみ

① スプレー缶等

ごみ集積所に排出されるスプレー缶等（スプレー缶等用のクリーム色コンテナ）の収集運搬及びコンテナ配付は、直営で行っています。

収集されたスプレー缶等は、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、中身抜き処理を行い資源化しています。

② ライター

ごみ集積所に排出される使い捨てライター（透明袋等の中が判断できる袋）の収集運搬は、直営で行っています。

収集されたライターは、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、中身抜き処理を行い資源化しています。

（６）粗大ごみ

各家庭の軒先に排出される粗大ごみ（予約制・有料）の収集運搬は、直営で行っています。

収集された粗大ごみは、御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センターに搬入し、分別、解体処理を行い資源化しています。

第6節 一般廃棄物処理施設

本市で発生した一般廃棄物の処理を行っている施設は次のとおりです。

ただし、本市が管理している施設は、御殿場市一般廃棄物最終処分場のみで、他の施設は御殿場市・小山町広域行政組合が管理を行っています。

可燃ごみ焼却施設

項 目	概 要
名 称	御殿場市・小山町広域行政組合焼却センター
所 在 地	静岡県御殿場市板妻 862-15
敷 地 面 積	約 5.57ha
竣 工	平成 27 年 3 月
処 理 能 力	143t／日（71.5t／24h×2 炉）

再資源化施設

項 目	概 要
名 称	御殿場市・小山町広域行政組合再資源化センター
所 在 地	静岡県御殿場市神場 2536-23
敷 地 面 積	約 4.3ha
竣 工	平成 29 年 9 月
処 理 能 力	20.6t/5h

し尿処理施設

項 目	概 要
名 称	御殿場市・小山町広域行政組合衛生センター
所 在 地	静岡県御殿場市中丸 19
敷 地 面 積	約 2.32ha
竣 工	昭和 60 年 3 月
処 理 能 力	140kl／日（生し尿 84 kl／日、浄化槽汚泥 56 kl／日）

最終処分場

項 目	概 要
名 称	御殿場市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	静岡県御殿場市板妻 834-16
敷 地 面 積	約 1.62ha
竣 工	平成 12 年 3 月
埋 立 容 積	32,471 m ³ （令和 2 年 3 月現在残容量 17,367.6 m ³ ）

第7節 御殿場市一般廃棄物最終処分場

本市が施設管理している御殿場市一般廃棄物最終処分場の内容は、以下のとおりです。

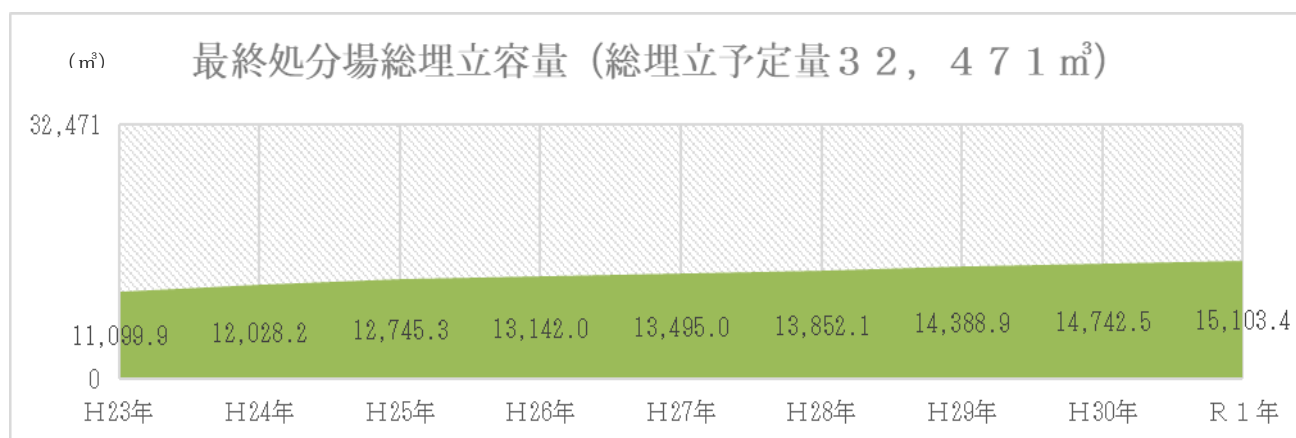
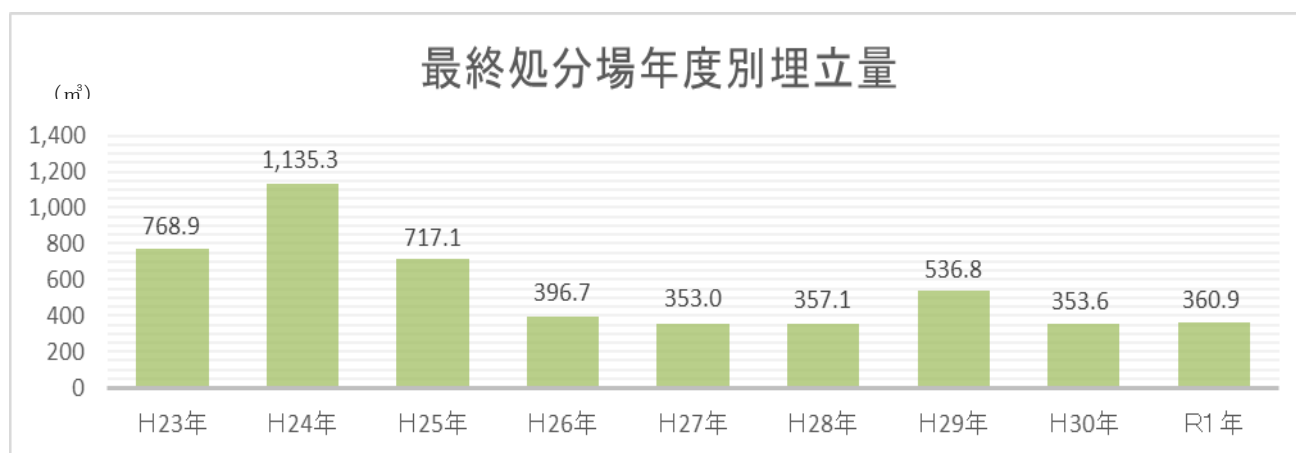
御殿場市一般廃棄物最終処分場

安定管理型埋立地	遮水方式	遮水シート全面二重張
	埋立方式	セル&サンドウィッチ方式
浸出水処理施設	処理方式	接触ばっ気方式+高度処理

御殿場市一般廃棄物最終処分場は、平成12年4月より稼働開始し、平成27年3月までの15年間で処分予定期間として運用をしてきましたが、不燃ごみ等の減量や高度な資源化の取り組みにより、最終処分する埋立物を予定より減少させ、埋立地の延命化に成功しました。

このことにより、処分予定期間を12年間延長し、令和9年3月までの処分予定期間として現在運用をしています。

最終処分場年度別埋立量と平成12年4月からの総埋立容量は、次のとおりです。



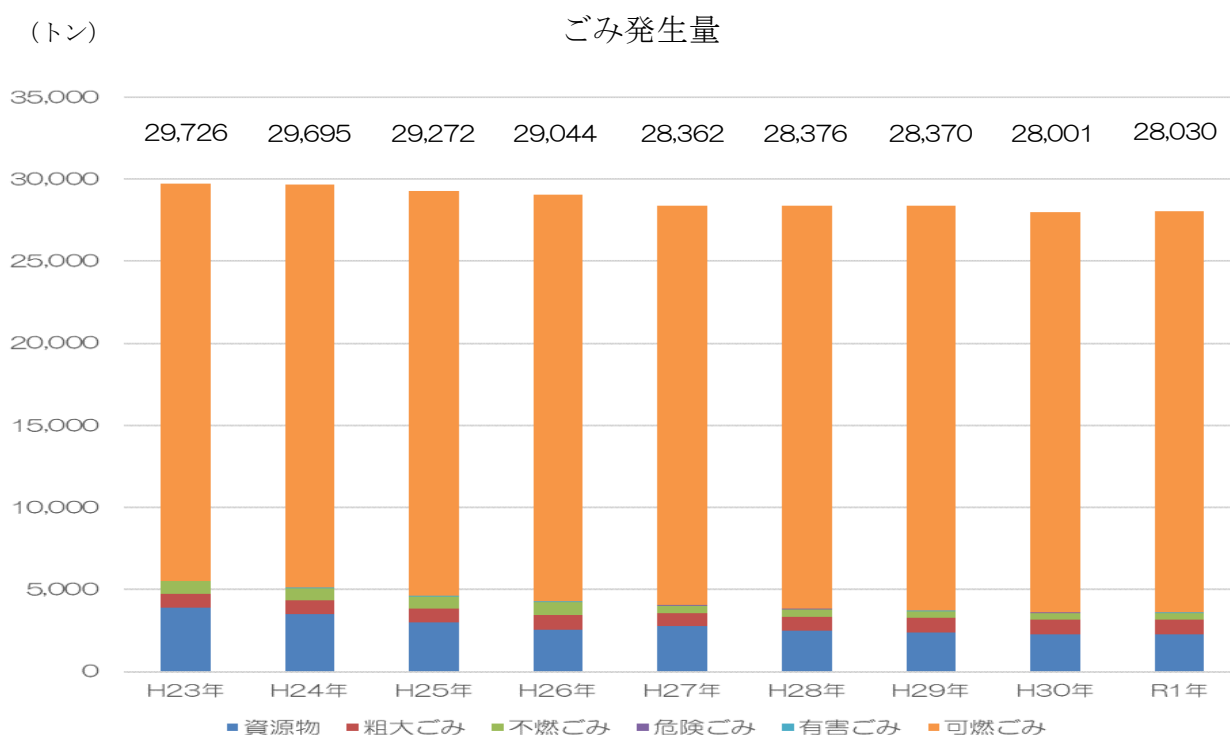
第4章 ごみ処理の実績



第 1 節 ごみ発生量の推移

平成23年度から平成31年度(令和元年度)までの9年間のごみ発生量の推移をみると、平成27年度までは年々減少していましたが、その後はほぼ横ばい状態が続いています。

令和元年度のごみ発生量は、28,030トンで、前年度比0.1%増となっています。



第2節 家庭系ごみ・事業系ごみ・資源物発生量の推移の内訳

家庭系ごみ、事業系ごみ、資源物の各発生量は、P19の表となります。

平成27年4月1日より、有料（45ℓ：30円／枚・30ℓ：20円／枚・20ℓ：13円／枚）による御殿場市・小山町共通指定ごみ袋制度が開始され、無料引換券制度を廃止しました。

また、同じく平成27年度より「生ごみ」が「資源物」に変更となり、新規に「発泡スチロール」と、「不燃ごみ」に含まれていた「金属類」及び「小型家電」を「資源物」として、「危険ごみ」に「スプレー缶等」を追加で分類しました。

各ごみ等の発生量内訳

			単位：t								
年 度											
区 分			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1 年度
可燃 ごみ	家庭系	委託収集等	13,809	13,955	13,881	14,005	13,346	13,273	13,293	13,419	13,573
		生ごみ	167	173	167	164	178	167	165	162	158
	事業系	直接搬入	449	430	423	379	652	729	751	600	631
		許可業者	9,296	9,498	9,806	9,791	10,152	10,369	10,465	10,218	10,051
		生ごみ	404	414	281	334	305	268	290	240	334
		自衛隊	67	118	100	96	144	150	138	134	166
	小 計		24,192	24,588	24,658	24,769	24,294	24,521	24,647	24,371	24,421
不燃 ごみ	家庭系	市収集等	748	714	721	773	410	409	386	410	391
	事業系	直接搬入	4	1	1	1	3	4	1	0	0
		許可業者	28	31	29	30	19	29	13	1	0
		自衛隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計		780	746	751	804	432	442	400	411	391
粗大 ごみ	家庭系	市収集等	854	853	815	863	786	854	886	886	898
	事業系	直接搬入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自衛隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計		854	853	815	863	786	854	886	886	898
資 源 物	家庭系	市・委託収集等	3,640	3,248	2,788	2,363	2,115	1,888	1,753	1,693	1,587
		店舗回収	186	191	190	182	171	155	154	161	165
	事業系	直接搬入	13	13	13	14	15	13	11	10	10
		許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自衛隊	34	32	29	24	19	21	17	15	14
	小 計		3,873	3,484	3,020	2,583	2,803	2,512	2,390	2,281	2,268
有害	家庭系	市収集等	27	24	28	25	27	27	27	28	28
	小 計		27	24	28	25	27	27	27	28	28
危険	家庭系	市収集等	－	－	－	－	20	20	21	23	24
	小 計		－	－	－	－	20	20	21	23	24
合 計	家庭系	市・委託収集等	19,245	18,967	18,400	18,193	16,882	16,638	16,530	16,623	16,659
		店舗回収	186	191	190	182	171	155	154	161	165
	小 計		19,431	19,158	18,590	18,375	17,053	16,793	16,684	16,784	16,824
	事業系	直接搬入	466	444	437	394	670	746	763	610	640
		許可業者	9,728	9,943	10,116	10,155	10,476	10,666	10,768	10,458	10,386
		自衛隊	101	150	129	120	163	171	155	149	180
	小 計		10,295	10,537	10,682	10,669	11,309	11,583	11,686	11,217	11,206
合 計		29,726	29,695	29,272	29,044	28,362	28,376	28,370	28,001	28,030	
		前年度比	100.87%	99.90%	98.58%	99.22%	97.65%	100.05%	99.98%	98.70%	100.10%

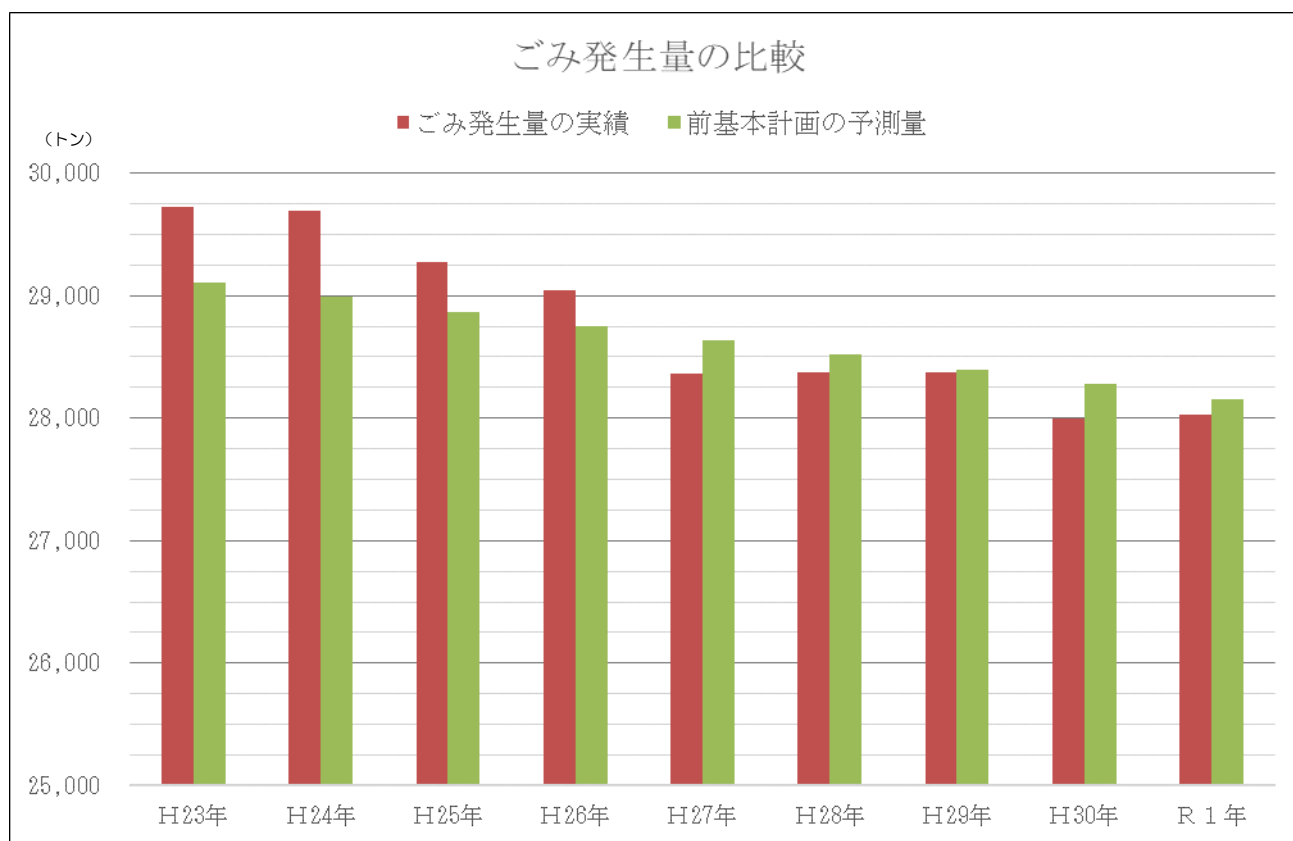
第3節 前基本計画との比較

前基本計画のごみ発生予測量と実際のごみ発生量の比較は、次のグラフとなります。

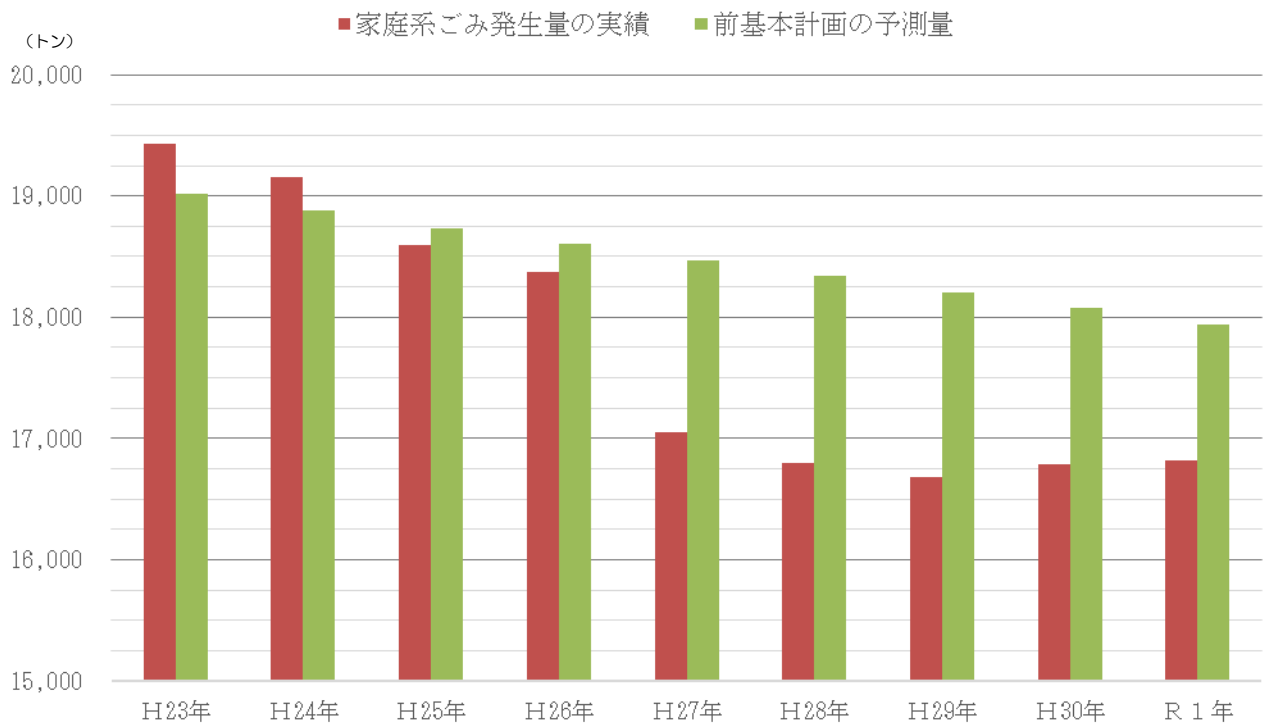
全体のごみ発生量は、平成26年度まで予測量より実績量が上回っていましたが、平成27年度以降はほぼ同量となっています。

内訳として、家庭系ごみの発生量は、平成24年度まで予測量より実績量が上回っていましたが、平成24年度以降は逆転して下回っています。要因として、平成24年度頃から始まった民間による古紙類無料回収所の増設に伴う古紙類集積所回収分の減少と、平成27年度以降が大きく下回ったのは、指定ごみ袋制度有料化の影響と考えられます。

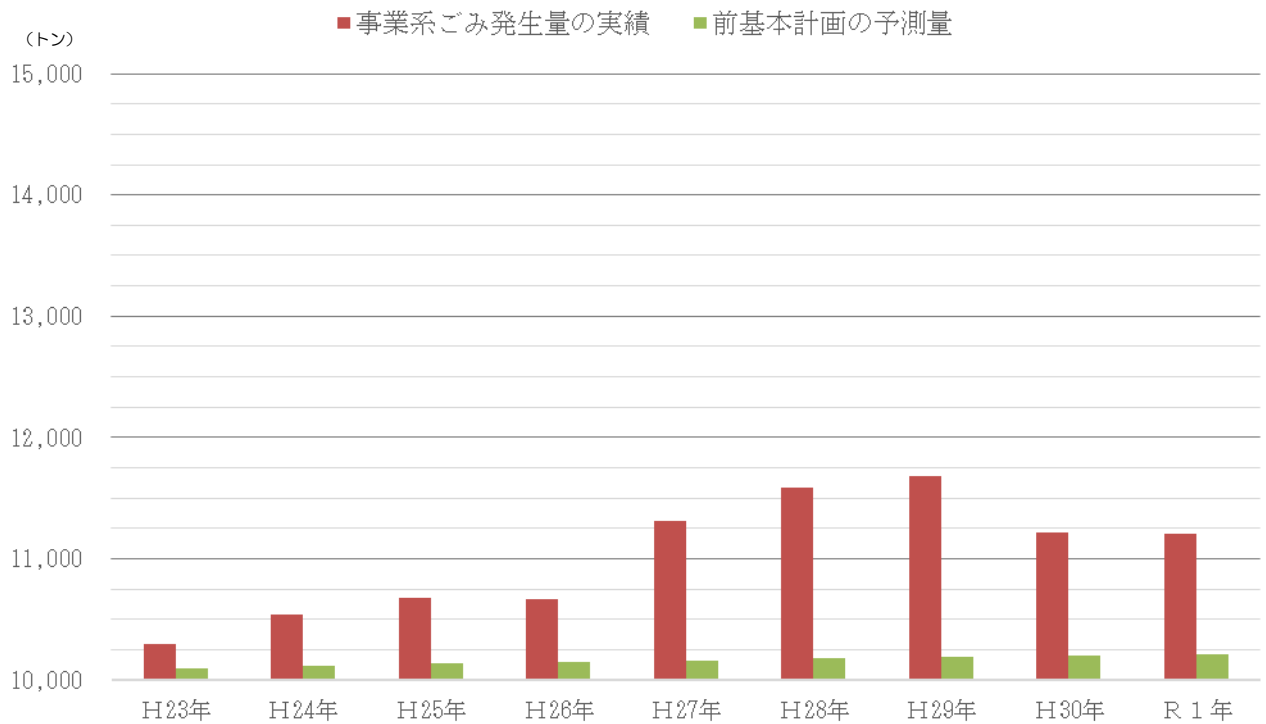
しかし、事業系ごみの発生量は全年度で上回っていきまして、特に平成27年度以降は大きく上回っています。



家庭系ごみ発生量の比較



事業系ごみ発生量の比較



第5章 ごみ処理の対策



第1節 発生抑制、資源化推進

ごみの減量と資源化を進めるためには、廃棄物（ごみ）の発生抑制、再使用、再生利用の取り組みと、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止が重要であり、組織体制の強化と6 R県民運動（※3）などを推奨することによる減量化や資源化システムの整備等を推進し、循環型社会の構築を目指します。

（1）廃棄物の発生抑制

市民、事業者の協力を得て、包装の簡素化や買い物袋持参などの実践活動を啓発・促進し、廃棄物の発生の抑制（リデュース）に努めます。

（2）再使用の促進による廃棄物の減量

家庭用品などの修理を奨励するとともに、市民団体と連携し、日常生活で利用している様々な物についての再使用（リユース）を促進します。

（3）再生利用（リサイクル）の推進

市民の日常生活レベルでのリサイクルをより推進するため、分別収集の徹底・拡大、再資源化の推奨、リサイクル品の使用の奨励に努めます。

また、リサイクル活動を推進するため、NPO法人などのリサイクル団体の活動を支援するとともに、婦人団体・福祉団体などの資源回収事業を推進します。

さらに、「生ごみ」の集積所回収については、施設の処理能力等の課題を引き続き検討していきます。

（4）廃棄物になるプラスチック製品を断る（リフューズ）

店舗等で黙っていたら提供されて使ってしまう、廃棄物になってしまうプラスチック製品（プラスチック製の使い捨てスプーンやストロー、包装など）を積極的に断る行動を促進します。

（5）外出時に発生したプラスチックごみを持ち帰る（リターン）

外出時のプラスチックごみは、ポイ捨てせずに持ち帰るか、プラスチック容器の店頭回収利用を促進します。また、プラスチック容器を店舗回収する種類や店の増加に努めます。

（6）地域で開催される清掃活動や美化活動等へ参加する（リカバー）

地域で開催される河川、道路等での清掃活動や、街の美化活動への参加を促進します。

また、落ちているごみを見つけたら回収するように努めます。

- ※ 3 ごみ削減に必要な従来の 3R(廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、再利用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル))に、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のために新たな 3つの R(断る(Refuse:リフューズ)、戻す(Return:リターン)、回復させる(Recover:リカバー))を加えた静岡県独自の取組。

第 2 節 収集運搬

集積所に出されたごみや資源物の収集運搬は、市民に最も密接したサービスの一つであるため、安全、確実に効率的に、さらに環境や衛生面にも配慮して実施していかなければなりません。

御殿場市では、排出状況が安定しているごみ等の収集業務については民間委託し、その他の新規分別品目等の収集業務については、直営収集を行っています。

(1) 収集運搬の効率化

収集運搬業務の効率化とコスト削減を図るとともに、安全面と環境面にも配慮した収集運搬体制の整備を図ります。

① 新規分別品目の検討

資源化率向上のため、国等の動向を考慮し、資源物として新規分別品目「プラスチック資源」の収集を検討していきます。

② 民間活力の利用

現在、民間委託で行っている可燃ごみや資源物等の収集運搬体制の見直しを図り、効率的で適正な収集を実施していきます。

③ 収集地区の見直し

地区ごとの地域特性に応じ、収集コースや集積所の見直しを図ります。

(2) 減量化と資源化の拡大を目指す収集運搬

減量化と資源化の拡大のため、国等と整合性のとれた適正な分別区分を設定し、効果的な収集方法と収集頻度等について検討していきます。

① 収集品目の検討

集積所収集を行っている可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等に加え、拠点回収のみで行っている「トレイ」、「発泡スチロール」や、新規で「プラスチック資源」、「古着・古布」の集積所での収集を検討していきます。

② 収集頻度の検討

現在は、可燃ごみを週２回、不燃ごみと資源物等を月２回、集積所収集を行っています。また、年末年始を除く全ての該当する祝日の収集を行っています。

今後は、収集頻度について新規集積所収集品目増加に伴い、収集曜日、収集地区等の調整を検討していきます。

③ 安全で効率的な収集運搬の検討

市民の安全で快適な生活環境の確保と自然環境の保全を図るため、より一層の安全で効率的な収集運搬を検討していきます。

第6章 排出抑制と資源化の実施



第1節 基本目標

私たちの日常生活から発生するごみの処理については、人間が生活を営むうえで避けて通れない課題です。

ごみ処理を環境問題だけでなく、資源とエネルギー問題の一環として捉え、ごみの排出から資源化まで、各段階での環境負荷を可能な限り低減するため、ごみの減量化を推進するとともに、徹底した分別や再利用を進めることで、限りある資源とエネルギー消費の節減と循環的利用を促進し、市民、事業者、行政の協力により循環型社会の実現を目指さなければなりません。

この様な理念に基づき、第二次御殿場市環境基本計画に掲げる「富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場(未来輝く エコライフシティをめざして)」を基本目標とし、国や県の方針を参考に中長期的な計画によりごみ問題に対応していきます。

第2節 基本方針

「ごみのないきれいなまちをつくる（第二次御殿場市環境基本計画より）」を実現するため、御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定に基づき、ごみの排出抑制、資源の有効利用、分別の徹底、ポイ捨てや不法投棄の防止等を、市民、事業者、行政で連携・協力し、効率的に推進していきます。

(1) 市民の役割

- ① 要らない物は買わない、使い捨ての商品やプラスチック容器などの安易な使用を控え、物を長く使う、過剰包装は避けて簡易包装商品を購入する、マイバッグやマイボトルを持参する。
- ② 食料品等は無駄なく使用し、生ごみの発生抑制に努める。
- ③ 物を丁寧に、大切に、繰り返し使う、リターナブルびん、着用可能な衣服、クリーニングハンガー、使用可能な家具などは再使用ルートに回す。
- ④ 再使用できない物を資源化する。
- ⑤ 地区の婦人会や子供会等が実施する集団資源回収や、地域の清掃活動等に積極的に参加し協力する。

- ⑥ 再生品の積極的な使用に努める。
- ⑦ 市の施策の資源物分別収集等に協力し、資源化と減量化を図る。
- ⑧ 外出時のプラスチックごみは持ち帰る、ポイ捨てしない、プラスチック容器の店舗回収を利用する。
- ⑨ 落ちているゴミを見つけたら拾う。

(2) 事業者の役割

- ① 生産、流通、販売、廃棄等の一連の中で資源やエネルギーの節約を行い、長持ちのする省資源の製品を造る。
- ② リユース、リサイクルが容易な製品の開発と製造、リサイクル技術の向上、プラスチック製のレジ袋、スプーン、ストロー等を代替素材へ切り替え等に努める。
- ③ 自らが製造や販売した製品等が故障等した場合の修理体制の確保、廃棄物になった場合の回収や資源化ルートの確立に努める。
- ④ 適切なリサイクル、処理、処分が容易になるように製品情報を公開する。
- ⑤ 小売店等における独自の資源回収、プラスチック容器の店頭回収実施に努める。
- ⑥ 簡易包装の推進、使い捨てスプーン等の要否の声掛けに努める。
- ⑦ 事業活動に伴う廃棄物については、その処理責任が事業者自らにあることを認識し、適正な処理方法を推進する。
- ⑧ 分別排出を徹底する。
- ⑨ マイバッグ、マイボトル、再生品の積極的な使用に努める。
- ⑩ 事業者自らの環境に対する取り組み（資源化、減量施策等）を公表する。
- ⑪ 企業等独自や地域の清掃活動等に積極的に取り組む。

（３）行政の役割

- ① 廃棄物の処理方法、環境問題、資源化と減量施策の取り組み等に関する情報提供、情報交換、普及啓発を行う。
- ② 市民や事業者の行う主体的な取り組みを支援し定着を図り、行政として適正な廃棄物の資源化と減量化を推進する。
- ③ 廃棄物関係の各法令等について、他の自治体や関係団体等と連携して対応する。
- ④ 廃棄物処理全般について、環境負荷を低減し安全で安定的な処理体制を維持する。
- ⑤ 廃棄物の減量と資源化を推進し、また、再生品の使用や資源とエネルギー消費の節約に努める。
- ⑥ 現行の人材、機材、施設を有効活用し、コスト削減に向けた効率的な運営方法を検討する。
- ⑦ 廃棄物のより一層の適正処理や資源化に向け、適切な収集方法や処理方法を検討、研究し、より効率的で有効的な手法をとる。

第３節 ごみ減量、資源化のための施策

ごみ減量、資源化のための基本的な施策は、「市民、事業者、行政の協働による環境保全」、「廃棄物の適正処理の推進による安全で快適な生活環境の確保」、「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用と、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止の推進による循環型社会の構築」です。

当市では、基本的な施策に基づき、次の施策を個別施策として実施しています。

（１）市民への啓発活動

- ① 説明会や出前講座の開催
- ② ごみ減量等推進員の活用
- ③ ごみ減量月間（６月）と環境省が取り組む３Ｒ推進月間（１０月）の実施
- ④ 環境教育の推進
- ⑤ ＮＰＯ法人「エコハウス御殿場」等との協働
- ⑥ 広報ごてんばや市ホームページの活用
- ⑦ イベント等での活動

(2) 家庭系ごみの減量と資源化

- ① 生ごみの水切りの実施
- ② 使い捨てのプラスチック容器や商品使用の自粛、詰め替え商品使用の促進
- ③ 資源物の拠点回収品目と拠点回収場所、プラスチック容器の店舗回収場所の拡大
- ④ 資源物集団回収の推進
- ⑤ 簡易包装とマイバッグ・マイボトル等持参の推進
- ⑥ 「プラスチック資源」等の新規資源物回収の検討
- ⑦ 分別徹底による資源化の推進

(3) 事業系ごみの減量と資源化

- ① 明確な事業者責任の徹底
- ② 多量排出事業所への指導
- ③ 事業系直接搬入ごみの調査
- ④ 食品廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進
- ⑤ 環境マネジメントシステム取得の支援
- ⑥ 減量と資源化の優秀な事業者の紹介
- ⑦ 事業者からの相談等の対応
- ⑧ 分別区分と排出区分の明確化

第7章 ごみ処理の今後について



第1節 ごみ発生量と処理量の予測

目標人口、ごみ発生量、資源物団体回収量、1人1日当たりの排出量、資源化率の予測は以下のとおりです。処理量は発生量と同量となります。

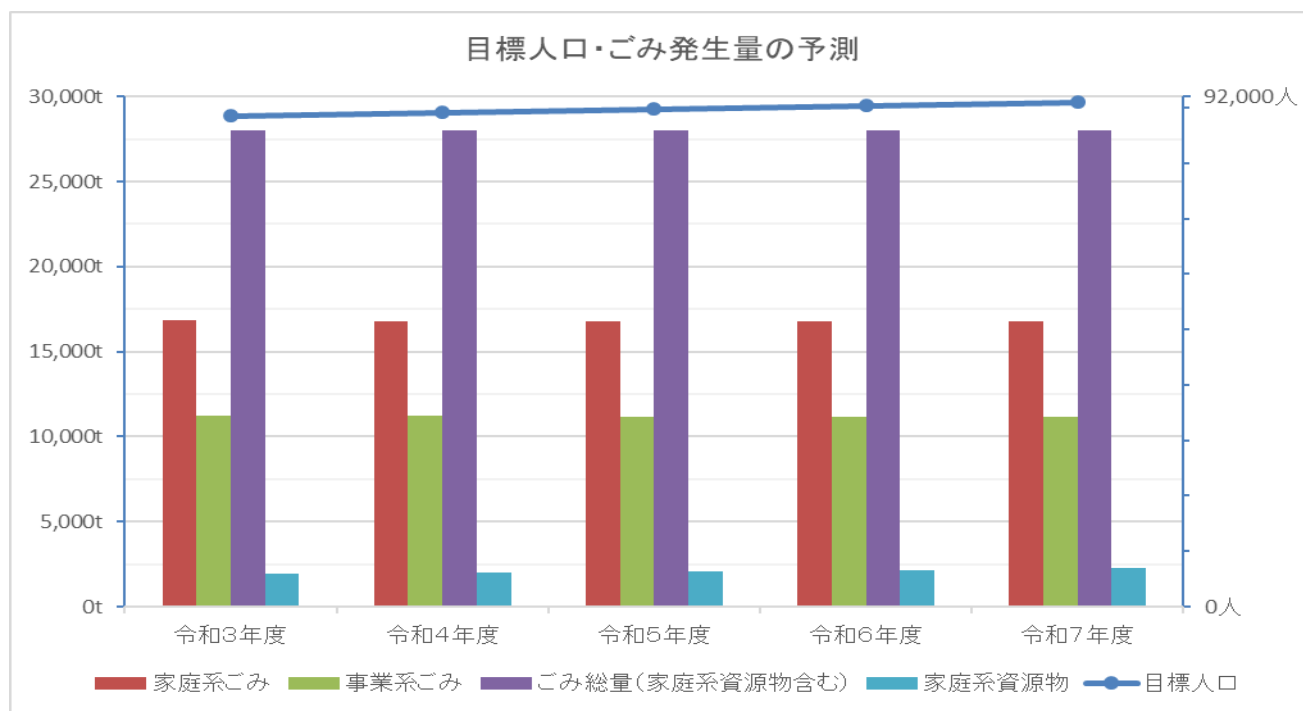
発生量の予測

ごみ総量は過去の平均値より算出しほぼ横ばい、資源化率は資源化施策等を考慮し毎年約0.5%増加と予測

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標人口	88,558人	89,162人	89,775人	90,391人	91,000人
家庭系ごみ	16,817t	16,813t	16,810t	16,806t	16,806t
事業系ごみ	11,201t	11,199t	11,196t	11,194t	11,194t
ごみ総量(家庭系資源物含む)	28,018t	28,012t	28,006t	28,000t	28,000t
(うち家庭系資源物)	(1,918t)	(2,001t)	(2,085t)	(2,168t)	(2,252t)
資源物団体回収量	991t	985t	979t	975t	971t
1人1日当たり	897g	891g	885g	878g	872g
※資源化率	11.41%	11.90%	12.40%	12.90%	13.40%

※資源化率＝家庭系資源物÷家庭系ごみ

(出典) 「第四次御殿場市総合計画」 (一部)



第2節 分別して収集する一般廃棄物の種類と分別区分及び収集体制

今後も現在と同様に「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物」、「有害ごみ」、「危険ごみ」、「粗大ごみ」の収集運搬処理体制と分別区分を継続します。

また、直営で行っている収集業務については、的確な分別が実施され集積所への排出状況が安定している資源物等については、順次効率性や安全性を考慮し、適正な委託を実施していきます。

具体的には、直営で行っている集積所回収の「不燃ごみ」、「危険ごみ」、「有害ごみ」、「資源物（金属類等、小型家電、ペットボトル）」の収集運搬業務及び、拠点回収等の収集運搬業務等を、「第四次御殿場市総合計画」、「御殿場市行政経営行動計画」等に基づき、総合的な効率性や現業職員の勤務体制等を考慮しながら委託化を実施します。

ただし、排出状況が不明瞭な新規資源物や不適物が多数排出されるごみ等収集業務及び調査や指導等が必要な業務、ごみ等の不法投棄防止及び不法投棄されたごみ等の調査と対応業務等については、行政として責任をもって行います。

（１）可燃ごみ

ごみ集積所に排出された可燃ごみ（若草色の可燃ごみ用指定袋）の収集運搬は、４つのコース（Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ）分けを継続しますが、効率性等を考慮し必要に応じて体制等を見直し、引き続き市内業者に民間委託します。

（２）不燃ごみ

ごみ集積所に排出された不燃ごみ（水色の不燃ごみ用指定袋）の収集運搬は、不適物の排出状況や効率性等を考慮して、市内業者に民間委託します。

（３）資源物

① 生ごみ

一部のごみ集積所に排出される生ごみ（専用タル）の収集運搬及び専用タル配付と、収集された生ごみの堆肥化处理は、一括で御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合（ゆめかまど）への民間委託を継続、実施します。

今後は、排出回収方法や効率面を考慮しながら施設の処理能力等を含めて検討し、検証をしていきます。

② びん・缶

ごみ集積所に排出されるびん（緑色コンテナ）と、缶（水色コンテナ）の収集運搬及びコンテナ配付は、効率性等を考慮し必要に応じて体制を見直し、市内業者による民間委託を継続します。

③ 古紙類

ごみ集積所に分類して排出される古紙類（新聞紙類、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック）の収集運搬及び分別・梱包処理と資源化は、2つのコース（①・②）分けを継続しますが、効率性等を考慮し必要に応じて体制等を見直し、市内業者による民間委託を継続します。

④ 金属類

ごみ集積所に排出される金属類（茶色コンテナ）の収集運搬及びコンテナ配付は、不適物の排出状況や効率性等を考慮して、市内業者に民間委託します。

⑤ ペットボトル

ごみ集積所に排出されるペットボトル（青色ネット）の収集運搬及びネット配付は、不適物の排出状況や効率性等を考慮して、市内業者に民間委託します。

また、拠点回収場所に排出されるペットボトル（ペットボトル専用ボックス等）の収集運搬は、効率性等を考慮し必要に応じて体制を見直し、市内業者による民間委託を継続します。

⑥ 小型家電

ごみ集積所に排出される小型家電（オレンジ色コンテナ）の収集運搬及びコンテナ配付は、不適物の排出状況や効率性等を考慮して、市内業者に民間委託します。

また、拠点回収場所に排出される小型家電（小型家電専用回収ボックスのパソコンやスマートフォン等の個人情報を含む物）の収集運搬は、直営を継続しますが、市内業者による民間委託を検討していきます。

⑦ 発泡スチロール

拠点回収場所に排出される発泡スチロール（発泡スチロール専用の4トニアームロールコンテナ）の収集運搬及び分別、溶融処理の資源化は、効率性等を考慮し必要に応じて体制を見直し、市内業者による民間委託を継続します。

今後は、市内1か所の拠点回収場所を、市内の各地区1か所へ増設することを目指します。

⑧ トレイ

拠点回収場所（市内の店舗等52か所）に排出されるトレイの収集運搬及び分別、溶融処理の資源化は、効率性等を考慮し必要に応じて体制を見直し、市内業者による民間委託を継続します。

今後は、拠点回収場所の拡充に努めます。

(4) 有害ごみ

① 廃乾電池

ごみ集積所に排出される廃乾電池（透明袋等の中が判断できる袋）の収集運搬は、不適物の排出状況や効率性等を考慮して、市内業者に民間委託します。

② 水銀を使用している物

ごみ集積所に排出される水銀を使用している物（透明袋等の中が判断できる袋）の収集運搬は、不適物の排出状況や効率性等を考慮して、市内業者に民間委託します。

③ 廃蛍光管

拠点回収場所に排出される廃蛍光管の収集運搬は、効率性等を考慮し必要に応じて体制を見直し、市内業者による適正な民間委託を継続します。

(5) 危険ごみ

① スプレー缶等

ごみ集積所に排出されるスプレー缶等（スプレー缶等用のクリーム色コンテナ）の収集運搬及びコンテナ配付は、不適物の排出状況や効率性等を考慮して、市内業者に民間委託します。

② ライター

ごみ集積所に排出される使い捨てライター（透明袋等の中が判断できる袋）の収集運搬は、不適物の排出状況や効率性等を考慮して、市内業者に民間委託します。

(6) 粗大ごみ

各家庭の軒先に排出される粗大ごみ（予約制・有料）の収集運搬は、直営を継続しますが、市内業者による民間委託を検討していきます。

第3節 新規資源物等の回収について

一般廃棄物（ごみ）の排出量削減と資源化率の向上のため、新規資源物の回収等を検討し安全で快適な生活環境の確保を目指します。

今後は、以下の資源物について検討します。

（１）古着・古布

現在、NPO法人「エコハウス御殿場」や民間業者による拠点回収等で実施していますが、今後は回収方法や水濡れの問題等を検討し、行政としての回収実施を目指します。

（２）プラスチック資源

令和２年度、国の有識者会議の方針では、新たな分別区分「プラスチック資源」を設け、令和４年度以降の回収開始を目指すことが発表されました。

しかし、本市においては、プラスチック類は焼却施設における燃料として重要な位置づけがあり、分別は大きな影響が出ますので、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、あらゆる場を通じて、国に働きかけを行いたいと考えています。

第4節 一般廃棄物処理施設の整備

本市で発生した一般廃棄物の処理を行っている施設である焼却センター、再資源化センター、衛生センターの今後の整備については、施設管理を行っている御殿場市・小山町広域行政組合が対応します。

ただし、ごみ等の中間処理に伴う環境負荷を低減しながら、地球環境に配慮したごみ等処理体制を確立するため、小山町と御殿場市・小山町広域行政組合との３者で協議し、資源の有効利用にも配慮した施設整備について、必要に応じて検討します。

本市が施設管理と今後の整備を行う御殿場市一般廃棄物最終処分場は、不燃ごみ等の減量や高度な資源化の取り組みにより、最終処分する埋立物を予定より減少させ、埋立地の延命化を図っていますが、ごみが排出される限り最終処分場は必要不可欠な施設ですので、今後も自然環境等を十分に考慮し、搬入される廃棄物の管理と徹底した施設の維持管理を行い、更なる埋立地の延命化を進めます。

第5節 感染症等拡大時の廃棄物処理

御殿場市内で新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症が発生及び拡大し、感染の疑いがある一般廃棄物の収集運搬処理を行う場合は、「御殿場市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「御殿場市新型コロナウイルス対処計画」等に基づき、各法令や国、県が策定する対策ガイドライン等に従い、感染防止対策を実施し行動します。

また、今後は感染症等が拡大した場合でも、市民生活に影響を与えず、遅延なく安全に一般廃棄物の収集運搬処理を行えるように、新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症を想定した「廃棄物処理事業継続計画」の策定を検討します。

第6節 可燃ごみの夜間回収について

集積所へ可燃ごみ排出時の鳥獣等による散乱被害対策として、騒音問題等と市民の要望を考慮し、モデル地区として一部の集積所を設定し、試験的な可燃ごみ夜間回収に向けて検討します。

第7節 旧リサイクルセンターについて

市所管施設の旧リサイクルセンター（所在地 御殿場市神場1862-2 敷地面積 約3,000㎡ 平成6年2月竣工）については、現在、資源物等回収用コンテナ等保管場所及び、御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合（ゆめかまど）堆肥積換え場所として使用しています。

今後は、リサイクル工房等の廃棄物またはリサイクル関係施設としての使用を必要に応じて検討します。

第8章 その他



第1節 災害廃棄物の対応

地震等の災害により発生する廃棄物（災害廃棄物）の処理については、「御殿場市災害廃棄物処理計画」に基づき、その災害の規模や災害廃棄物の予測量に応じて、支援要請や仮置場設置等を考慮して「御殿場市災害廃棄物処理実行計画」を策定し、処理を行います。

なお、静岡県内すべての市町及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合は、災害等により自助努力の限界を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障を生じ、又は生じることが予想される場合において、相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とした「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」を、平成13年4月1日に締結しています。



応急対応時 (発災直後～約2週間程度)	内 容
組 織 体 制	・ 職員の安否確認、安全確保 ・ 被災状況に対応した災害廃棄物処理体制の立ち上げ ・ 指揮命令系統を確立
被 災 状 況 の 把 握	・ 交通（道路啓開等）、倒壊建物、避難所等の確認 ・ ごみ等収集運搬体制（委託業者等）の被災状況確認 ・ 焼却センター、再資源化センター、衛生センター、最終処分場の被災状況確認 ・ ごみ等収集ルート of 状況確認 ・ 停電、断水の状況確認 ・ 被災地域、避難所等のトイレ（し尿等）の状況確認 ・ 下水道、浄化センターの被災状況確認
被 災 状 況 に 応 じ た 緊 急 措 置 の 実 施	・ 通常のごみ等収集業務が可能かの判断 ・ ごみ等処理施設への搬入規制の判断 ・ 避難所への仮設トイレの設置 ・ 重要路線等の啓開の実行

被災地域以外の ごみ等収集業務	被災地域以外のごみ等収集、排出方法等の判断、広報の実行
災害廃棄物処理 実行計画の策定	- 被災状況に応じた災害廃棄物処理実行計画の策定 - 災害廃棄物、仮設トイレ等汲取りし尿、浄化槽汚泥等の発生量の推計 - 仮設トイレの設置個数、設置場所の設定 - 仮置場の必要面積の算出、仮置場位置の選定、災害廃棄物保管方法と処理方法の設定 - 災害廃棄物の分別方法、排出方法、排出場所、収集方法等の設定 - 避難所等から排出されるごみ等と通常排出されるごみ等の分別方法、排出方法、排出場所、収集方法等の設定 - 応援要請、広域処理、仮設処理の検討
処理体制の確立	- 処理施設（焼却センター・再資源化センター・衛生センター・浄化センター）と下水道の復旧状況確認 - 最終処分場の復旧に必要な資機材、人員、燃料、水、電気、薬剤等の確保 - 災害廃棄物の仮設処理準備 県、近隣市町村、民間業者等への処理応援の検討
収集体制の確立	- 委託業者の委託収集業務実行依頼 - 災害廃棄物等の収集に必要な車両、人員、燃料等の算出、確保 - 市所有車両での災害廃棄物と生活ごみ等の収集体制確立 - し尿・浄化槽汚泥の収集体制確立 県、近隣市町村、民間業者等への収集応援の検討
仮置場の確保	- 仮置場の必要面積に応じた場所の指定 - 仮置場設置に関する合意等の調整（所有者、管理者、地域住民） - 仮置場造成工事の実行 - 受入基準、分別区分、搬入方法の住民への広報
仮置場の設置運営	- 仮置場運営に必要な資機材の確保、職員配置体制の確立 - 仮置場への受入基準を遵守した災害廃棄物の受入れ実行 - 資源化を優先した適正な運営処理の実行 - 土壌汚染対策、環境対策、環境モニタリング、火災防止策の実行
適正な収集、運搬、 処理の実施	- 災害廃棄物処理実行計画に基づいた収集、運搬、処理の実行 - 支援の受入体制の確立 - 情報の収集と共有、広報の実行



復旧・復興時 (1ヶ月後以降)	内 容
適 正 な 収 集 、 運 搬 、 処 理 の 継 続	・ 収集、運搬、処理の進行状況確認、広報の実行 ・ 広域的な処理の継続 ・ 復旧、復興状況に応じた事業の実行
倒 壊 建 物 の 解 体 撤 去	・ 所有者の確認、連絡 ・ 土地家屋調査士の派遣 ・ 損壊家屋等の解体撤去申込書等の受付 ・ 業者の選定 ・ 解体撤去実施の立会い、確認
仮 置 場 の 運 営	・ 災害廃棄物の適正処理の継続、確認 ・ 土壌汚染対策、環境対策、環境モニタリング、火災防止策の継続
仮 置 場 の 閉 鎖 準 備	・ 復旧、復興状況に応じた仮置場の運営縮小 ・ 仮置場の現状復帰 ・ 仮置場返却に関する調整（所有者、管理者）
補 助 金 の 申 請	・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請

第2節 市民参加状況やボランティア活動

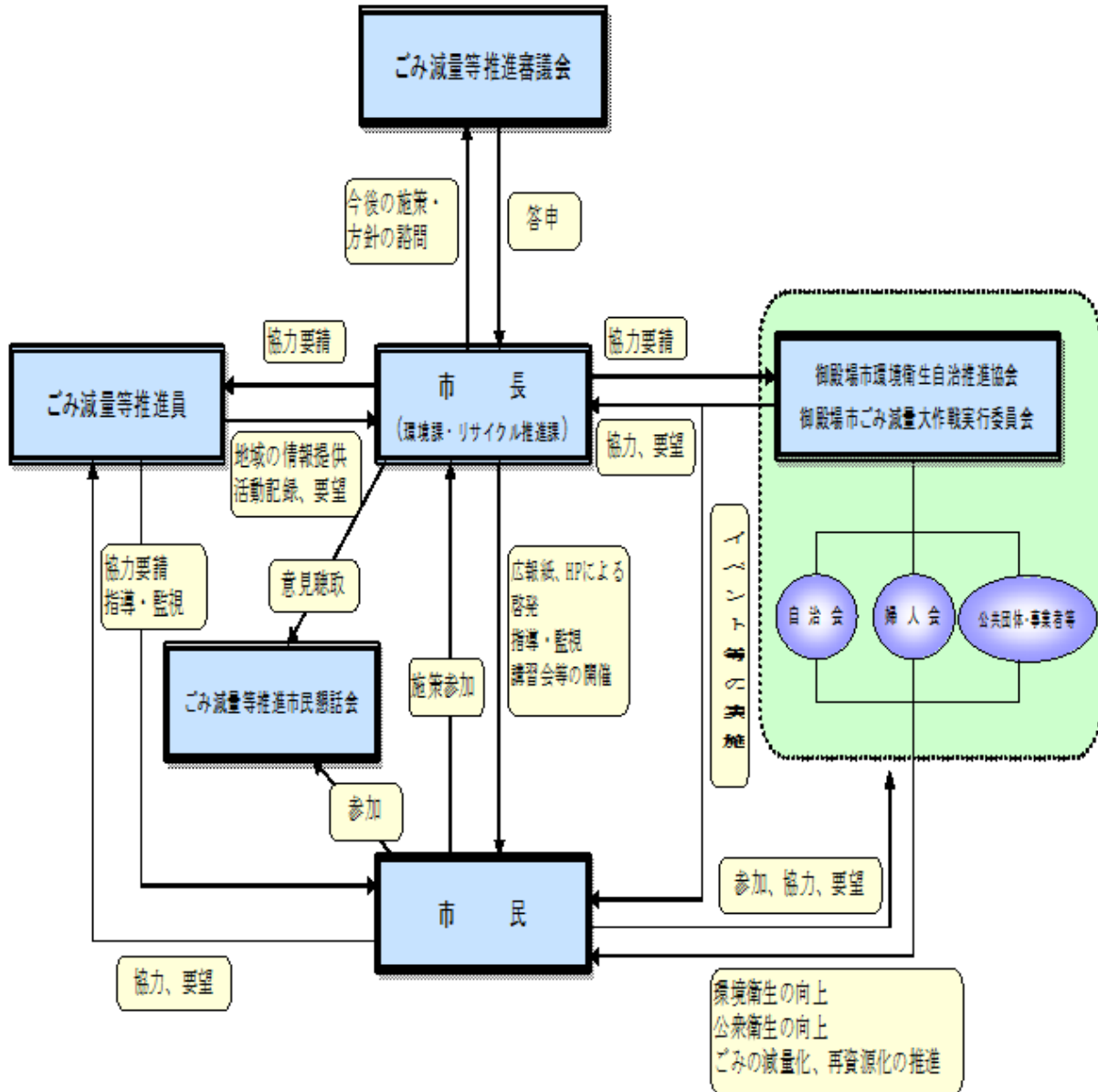
市には、施策への市民参加を目的としごみ処理事業の基本方針を審議する「ごみ減量等推進審議会」、市内各区等に地域での啓発と指導等の活動を行う「ごみ減量等推進員」、市内での環境衛生とごみ減量化等の推進を行う「御殿場市環境衛生自治推進協会」、「御殿場市ごみ減量大作戦実行委員会」、市民各層からごみ減量等の方策について広く意見を聴くための「ごみ減量等推進市民懇話会」があります。

これらの市民が参加した組織との連携を強化及び活用し、地域での施策の効果的な実施及び浸透を図ります。

また、富士山一斉清掃や環境美化清掃等のボランティア活動に積極的に参加及び協力し、回収されたごみ等は適正に処理を行います。

組織制度の概要等は次ページ以降です。

市民参加組織図



ごみ減量等推進審議会制度の概要

- ・ 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申する。
 - ① 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
 - ② 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
 - ③ その他市長が必要と認める事項
- ・ 審議会は委員 15 人以内をもって構成する。
- ・ 委員は市民団体の代表者、事業者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- ・ 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ごみ減量等推進員の概要

- ・ 推進員は次に掲げる事項について、市の施策に協力するとともに、その他自主的な活動を行うものとする。
 - ① 一般廃棄物の減量に関し、地域住民への啓発に関する事項
 - (1) 各地域において、ごみ減量化及び資源化並びに環境美化に努める。
 - (2) ごみ減量推進月間事業への参加
 - ② 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
 - (1) 地域内のごみに関する情報を市へ連絡する。
 - (2) 集積場における分別、排出の指導
 - ③ 特定資源物の資源化及び再利用の促進に関する事項
 - ④ 廃棄物の投棄防止に関する事項（不法投棄の監視及び指導）
 - ⑤ その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関する事項（指定ごみ袋の氏名等の記入の指導及び調査）
- ・ 推進員は 120 人以内とする。
- ・ 推進員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・ 活動記録簿及び活動特記内容報告書の提出
 - ① 活動記録簿：当月の活動内容を記入し、翌月の 10 日までにリサイクル推進課又は各支所へ提出
 - ② 活動特記内容報告書：随時必要なときにリサイクル推進課又は各支所へ提出

御殿場市環境衛生自治推進協会制度の概要

市民が日頃から環境衛生に心がけ、明るく住み良い環境を保持し、地区内の環境衛生組織等の活動を促進するとともに、相互連絡を図り、地域社会の公衆衛生の向上、環境の美化及び廃棄物対策の推進に寄与するため、御殿場市環境衛生自治推進協会を設置。

- ・ 協会は次に掲げる事業を行う。
 - ① 環境衛生の向上に関すること。
 - ② 公衆衛生の向上に関すること。
 - ③ ごみの減量化、再資源化の推進に関すること。
 - ④ 環境衛生功労者（団体）の表彰に関すること。
 - ⑤ その他協会の目的達成に必要な事業。
- ・ 協会は御殿場市内の自治組織、婦人会及び公共的団体等の構成員をもって組織し、協会の円滑な推進を図るため、各地区等に支部又は団体を置く。
- ・ 協会に次の役員を置き、会長及び副会長は理事会において選任する。
会長（１人）、副会長（２人）、理事（２５人以内）、監事（２人）
- ・ 役員の任期は２年とする。ただし、当然職として就任した役員の任期は１年とすることができる。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

御殿場市ごみ減量大作戦実行委員会の概要

毎年増え続けるごみの排出量を抑制するため、市はもとより広く市内各界の協力を求め、市民、事業者及び行政が一体となった事業を実施することにより、ごみ減量に寄与することを目的に設置する。

- ・ 委員会は、次に掲げる団体等をもって組織する。
 - ① 御殿場市ごみ減量等推進審議会
 - ② 御殿場市ごみ減量等推進員
 - ③ 御殿場市水質保全協議会
 - ④ 御殿場市環境衛生自治推進協会
 - ⑤ 御殿場市区長会
 - ⑥ 御殿場市婦人会連絡協議会
 - ⑦ ＮＰＯ法人エコハウス御殿場
 - ⑧ 株式会社エフエム御殿場
- ・ 委員会は、ごみ減量に係る事業等について協議し、又は計画を策定し、実行する。
- ・ 委員会は、前項の事業の一環として、ごみ減量への取組みに優れた店舗及び事業所を認定するものとする。なお、認定の基準については別に定める御殿場市ごみ減量大作戦実行店・事業所認定制度実施要領による。

- ・ 委員会は、会長 1 人、副会長 2 人、監事 1 人、委員 25 人以内をもって組織する。
- ・ 会長は、御殿場市長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。
- ・ 副会長は、環境部を担任する副市長及び会長の推薦により定める。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- ・ 監事は、委員会の中から定める。
- ・ 委員の任期は、1 年とする。

ごみ減量等推進市民懇話会の概要

- ・ 懇話会は、次に掲げる事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。
 - ① ごみの減量に関すること
 - ② ごみの資源化に関すること
 - ③ ごみの分別に関すること
- ・ 懇話会は構成員 14 人をもって構成する。
- ・ 構成員は各種団体に属する者、知識と経験を有する者、公募による者のうちから市長が依頼する。
- ・ 委員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。